茂原労働基準監督署非常用階段設置工事に係る

実施設計業務委託仕様書

千葉労働局総務部総務課

１、委託件名　　茂原労働基準監督署非常用階段設置工事に係る実施設計業務委託

２、工事対象　　茂原市萩原町３－２０－３
　　場所　　　　茂原労働基準監督署

３、契約期間　　契約日から平成２４年1月２４日（火）まで

４、業務概要　　茂原労働基準監督署２階西側の窓及び壁（別添図面参照）を撤去し、開口部に新たに開閉扉を設置するとともに、開口部から東に向かって非常用階段を設置するあたり、工事施工に必要となる実施設計業務一式を業務委託する。

５、仕　　様　　１、実施設計業務内容

実施設計業務の内容は、次のとおりとする。

（１）実施設計図の作成

委託者の計画意図を尊重し創造的発想をしながら、設計内容の決定をすること。

仕上概要、平面、立面、構造等についての計画を設計図面により示すこと。

（２）工事費概算書等の作成

適切な工法、工期の設定により、仕様書の作成及び工事費の概算積算を行うこと。また、基準とした工程表も提出すること。

なお、工事費の積算にあたっては、使用する材料等の数量等の内訳も併せて示すこと。

２、成果物の提出

（１）実施設計図の原図及び第２原図・・・２部
（図面ファイルＡ１判入り、背・表紙タイトル文字入り）

（２）（１）に係るＰＤＦデータＣＤ－ＲＯＭ・・・１枚

（３）仕様書・・・１部

（４）部材等数量内訳書・・・１部

（５）工事費概算書・・・１部

（６）（３）から（５）についてデータＣＤ－ＲＯＭ・・・１枚
（エクセルソフトを使用すること。）

６、留意事項　　　１、業務処理

（１）設計にあたっては、設置予定場所の埋設物等を含め十分確認し、新設物の設置に支障が生じないよう設計すること。

（２）受託者は、担当職員の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて資料を作成するものとする。

（３）受託者は、業務の詳細及び該当工事の範囲について、担当職員と連絡をとり、かつ、十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

（４）受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに中間報告をし、十分な打合せしなければならない。

（５）敷地測量図、敷地現況図、その他業務に必要な資料を受託者に貸与する。

（６）図面の用紙及び縮尺は、担当職員の指示を受けなければならない。

（７）受託者は、業務内容に質疑があるときは、速やかに担当職員の指示を受けなければならない。

２、秘密の保持

受託者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに提出を受けた関連資料を当該設計に係る者以外に漏らしてはならない。

特に、積算に関する資料については厳重な管理をしなければならない。

<u>また、当該委託業務を受託した業者は、工事の施工に係る入札には参加できないこととする。</u>

３、その他

その他詳細については係員の指示によること。

７、見積書提出期限　　平成２４年1月１３日（金）午後３時まで

８、見積書提出方法

○見積書は必ず封筒に入れ、表面に件名を記載すること。

○見積書の宛名は『支出負担行為担当官　千葉労働局総務部長』とする。

○見積書には、必ず提出日を記載し、送料、諸経費、消費税を含んだ総額を記載すること。

○見積書の提出について、見積書を持参する場合は、千葉労働局総務課会計係入口に設置してある「見積書投函箱」へ入れること。また、郵送する場合は、上記の要領で件名、宛名を記載し封印した封筒を別の発送用の封筒に入れ、特定記録等の方法で提出期限内に提出すること。

９、その他

○本契約は、見積書の最低価格業者と行う。労働局は契約する業者に対してのみ、見積書提出期限当日又は翌開庁日に電話又はＦＡＸにより連絡する。

○契約後、直ちに総務課会計第三係　石本係長と仕様に詳細について、

打合せを行うこと。
○本契約締結にあたり、請書を作成すること。
○納品期限内に成果物を納入しがたい場合は、その事由を記して期限内に納入延期申し出をすることができるが、この場合においては、契約金額から遅滞料を差し引くこととする。ただし、支出負担行為担当官が納入遅滞について正当な事由があると認めた時は遅滞料を免除することができる。
○遅滞料は、その期限の翌日より起算し、遅滞１日ごとにその契約代金の１０００分の５の割合で算出した金額とする。
○支払請求については、納品確認検査終了後に行うこととし、請求書を千葉労働局会計第二係宛て提出することとし、請求書の宛名は『官署支出官　千葉労働局長』とする。また、支払いについては、適正な請求書を受理した日から３０日以内に業者指定の銀行口座に振り込み払いとする。

10、担当・連絡先　千葉労働局　総務部　総務課　会計第二係　加瀬
千葉市中央区中央４－１１－１　千葉第２地方合同庁舎　２階
電話：０４３－２２１－４３１１
ﾒｰﾙ：h-kase@roudoukyoku.mhlw.go.jp